

公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部準会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本水道協会（以下、「日本水道協会」という。）中国四国地方支部（以下、「支部」という。）における、日本水道協会の会員資格を有さない者の支部における会員登録に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の名称と資格)

第2条 支部長は、本支部事業の円滑な実施を目的として、準会員を入会させることができるものとし、その名称と資格は次の各号のとおりとする。

(1) 支部賛助会員 水道に関連があり、本支部の目的達成に賛同する法人または団体。

2 前項により準会員となったものは、入会と同時に、その住所の所在地の属する県支部に所属するものとする。

(入会)

第3条 準会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、別表に定める入会金を添えて申し込むものとする。

2 入会は、幹事会においてその可否を決定し、通知するものとする。

(会費)

第4条 準会員は、支部の活動に必要な経費に充てるため、別表に定める会費を、負担しなければならない。

(会費の納期)

第5条 前条の会費は、毎年4月1日から5月31日までに納入しなければならない。

2 年度の中で入会したものの会費は、その年の定期総会終了前は全額、終了後は半額とし、加入した月の翌月末までに納入しなければならない。

3 会員が、会費の納入期限から10か月を経過した日までに会費を納入しないときは、支部長審査のうえ当該10か月を経過した日に退会したものとみなすことができる。

(会員の資格喪失)

第6条 準会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 会員である法人または団体が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第7条 準会員は、その旨を書面で提出して、任意に何時でも退会することができる。

(除名)

第8条 準会員が次の各号の一に該当する場合には、支部総会において、全ての支部正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その準会員に対し、支部総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、支部総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本支部の規則に違反したとき。
- (2) 本支部の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その準会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 準会員が第6条の規定によりその資格を喪失したときは、本支部に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本支部は、準会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(支部総会の議決権)

第10条 準会員は支部総会の決議に参加することができない。

(その他)

第11条 この規則に定める事項の他、準会員について必要な事項は、幹事会が定める。

附 則

- 1 この規則は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施の日から施行する。
- 2 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則施行日の前日において、日本水道協会中国四国地方支部の賛助会員であった者は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則施行日において本規則の支部賛助会員とみなす。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

入 会 金	1, 0 0 0 円
会 費	年額 1 4, 0 0 0 円